

事務連絡
令和8年7月31日

各
都道府県
指定都市
核都市
民生主管部局 御中

厚生労働省老健局 高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課
老人保健課

令和8年熊本地震により被災した高齢の要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等
について

令和8年熊本地震の発生に伴い、現在、多くの方々が避難所等への避難を余儀なくされて
いる状況にありますが、高齢の要援護者に対しては、福祉サービス等の確保に努めていただ
くとともに、避難所等における困難な生活の解消を図る必要があります。

このため、考えられる取組や留意事項及び特例措置等については、以下のとおりとなりま
すので、対応に万全を期すようお願いいたします。

1 社会福祉施設等での受け入れ

(1) 広域的調整体制の構築

避難所等に避難している高齢者については、「令和8年熊本地震に伴う要援護高齢者等への適切な支援及びケアマネジメント等の取扱いについて（令和8年7月30日付厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡。別紙参照。）」により、居宅介護支援事業者や介護サービス事業者等の協力も得ながら、相談支援、課題の把握等を行うとともに、個々のケースに応じて在宅福祉サービスの提供を行うことを依頼しているところである。

また、「高齢者、障害者等の要配慮者への緊急的対応及び職員の応援確保について」（令和8年7月31日付けこども家庭庁長官官房総務課、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課事務連絡）においてお示ししたとおり、必要に応じて緊急的措置として社会福祉施設等（介護老人保健施設を含む。）へ受け入れを行うことにより、避難者の対応に万全を期されたい。

その際、社会福祉施設等において受け入れを行うに当たっては、受入先を調整したうえで入所等、福祉サービス等を提供することが必要となる。

このため、

- 把握した福祉サービス等の提供が必要な者に対して、被災地等における福祉サービス事業者等において福祉サービス等をどの程度対応できるか把握すること
 - さらに、被災地等における福祉サービス事業者等で対応できない場合には、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、福祉サービス等の広域的な利用調整が行えるよう体制を整えること
- 等が必要である。

上記の取組みにより、避難所等に避難している高齢者について、福祉サービス等が必要な者及びその需要を把握するとともに、施設入所については福祉サービス等の広域的な利用調整が行うことができる広域的調整体制の構築に努められたい。

(2) 入所対象者について

ア サービスの提供は、受け入れる施設において、既存スペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えない。

イ 受入先の施設の種別は、施設入所者を受け入れる場合については、本来、措置等を行うべき施設種別への調整を行うことが望ましいものであるが、地理的な事情等により、緊急避難として種別の異なる施設での受け入れを行っても差し支えない。

また、病弱者である場合や認知症高齢者の容態が悪化した場合には、必要な医療の確保に配慮すること。

2 在宅福祉サービス等の実施

避難所で生活している要援護者の中には、個々のケースに応じて在宅福祉サービス等の提供が必要な場合もあるので、適宜対応できるよう配慮すること。なお、具体的な対応については、別紙の内容を踏まえて、必要なサービスの提供に努められたい。

3 費用負担に係る特例措置等

(1) 老人福祉施設での受入れ

ア 措置施設等の入所者が他の措置施設等へ避難した場合の措置費支弁

措置等は継続されているものとして、措置費は避難元施設の単価で避難元施設へ支弁し、避難元施設から避難先施設に対し、受入数に応じた必要額を支払う。

イ 措置施設等において、避難所又は在宅の者を受け入れた場合の措置費支弁

① 定員内での受入れ

当該受入施設の通常の措置費支弁と同様に支弁。

② 定員超過での受入れ

定員超過した員数に、当該受入施設の措置費単価を乗じて支弁。

③ 受入れが月の途中の場合には、事務費、事業費とも「措置費単価」を「その月の日数」で除した額に「その月の入所日以降の日数」を乗じた額（1円未満切捨）を支弁。

④ 種別の異なる施設での受入れの場合に、当該入所者にとって必要な経費が支弁費目にならないことが生じるが、このようなケースについては、別途、必要経費を支弁して差し支えない。

ウ 費用徴収における減免措置については、現行の規定に基づき、個々に判断して行うものとする。

[現行規定の要約]

前年に比して収入の減少、不時のやむを得ない支出の発生等により負担能力に著しい変動が生じ、費用負担が困難であると認められる場合は、階層区分の変更を行っても差し支えない。

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 30 日

各 都道府県 介護保険主管部局 御中
市 町 村

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和 8 年熊本地震に伴う要援護高齢者等への適切な支援及び
ケアマネジメント等の取扱いについて

令和 8 年熊本地震により被災した要援護高齢者等について、被災地市町村においては、その状況の把握に努めていただくとともに、避難対策及び介護サービスの円滑な提供に努めていただいているところではありますが、被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、居宅介護支援や介護予防支援を実施するに当たり、地域包括支援センターが中心となり、居宅介護支援事業者等と連携して、利用者の支援を最優先に考慮しつつも、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者の状況確認及び課題の把握（必要最低限のアセスメントでも可。以下同じ。）を行うなど、以下の点にもご留意の上、適切な支援に可能な限りご配慮いただきますようお願い申し上げます。

また、居宅介護支援等に係る基準・報酬上の取扱い等は、下記のとおりとしますので、円滑な業務の遂行にご留意いただくとともに、関係者への周知をよろしくお願い申し上げます。

記

1. 要援護高齢者等の状況確認と適切な支援の実施について

被災地においては、交通・通信事情が十分に確保されていない状況下ではあるが、地域包括支援センター等を中心として、居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者と連携して、次のとおりひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者についての状況確認及び課題の把握を行い、速やかに必要なサービス提供に繋がるよう、可能な限り配慮をされたいこと。

(1) 地域包括支援センターと居宅介護支援事業者等の連携による状況確認等

地域包括支援センターは、居宅介護支援事業者等と連携しつつ、ひとり暮らし高齢者をはじめとする要援護高齢者等について状況確認及び課題の把握を行うこと。

その際、一般的に高齢者は、熱中症になりやすい身体的特性があることから、熱中症予防の観点からも、見守り・熱中症予防行動の声かけ等を行うこと。

(2) 避難所等に避難している高齢者に対する必要なサービスの提供

避難所等に避難している高齢者に対し、居宅介護支援事業者や介護サービス事業者等の協力も得ながら、相談支援、課題の把握等を行うとともに、個々のケースに応じて在宅福祉サービスの提供を行うなど、必要な支援を行うこと。

(3) 在宅要援護高齢者等に対する支援

介護サービスを利用している在宅の要援護高齢者等について、引き続き必要な介護サービスが確保できるよう介護サービス事業者や居宅介護支援事業者等と連携を図るとともに、被災に伴い新たな課題やニーズを把握した場合には、居宅サービス計画（ケアプラン）等に新たなサービスを追加するなど必要なサービスの利用につなげること。

なお、居宅サービス計画（ケアプラン）等の変更については、一定程度状況が落ち着いた後に作成することやサービス担当者会議を電話や文書等の照会により行うこと等、柔軟な取扱いも可能であること。

2. 介護支援専門員等の広域的な確保について

被災地市町村において上記の対応を実施するに当たり、介護支援専門員等を確保することが困難な場合には、都道府県は、被災地市町村と被災地周辺市町村との連携により、介護支援専門員等の広域的な確保が図られるよう、必要な支援をお願いしたいこと。

3. 居宅介護支援及び介護予防支援の基準及び報酬の取扱いについて

居宅介護支援及び介護予防支援の基準及び報酬の取扱いについては、「令和8年熊本地震に伴う災害に係る介護報酬等の柔軟な取扱い（基準緩和等）について」（令和8年7月28日付事務連絡）のとおり柔軟に対応することが可能であること。

4. その他

(1) 給付管理業務について

介護サービス事業所等と連絡がつかない場合、あるいは介護サービス事業所等が「令和8年熊本地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて（7月サービス提供分）」（令和8年7月30日付事務連絡）による概算請求を行うことを確認した場合は、指定居宅介護支援事業所においてサービス利用票等の実績に係る部分の作成を要しないものとする。なお、この場合「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」（平成11年11月11日老企第29号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）で定めるサービス利用票別表（第7表）区分支給限度管理・利用者負担計算についても作成を要しないものとする。

なお、介護予防支援においても同様の取扱いとすること。

(2) 避難所に避難している要介護者等へのモニタリング等について

災害により被災した世帯の要介護高齢者等が避難所にいる場合は、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要な居宅サービスが受けられることに鑑み、モニタリング等に際しては避難所等を訪問するなど、避難中の要介護高齢者等に適宜配慮すること。

(3) 介護予防ケアマネジメントに関する留意点

介護予防ケアマネジメントについては、介護予防支援に準じて取り扱うこと。

以上